安芸市立小学校移転統合及び小規模特認校設置に係る基本構想・基本計画策定委託業務
公募型プロポーザル実施要領

1　業務の概要

（1）業務名

安芸市立小学校移転統合及び小規模特認校設置に係る基本構想・基本計画策定委託業務

（2）業務の目的

本市では、南海トラフ地震等の大規模災害に備え、児童の安全確保を最優先とした学校施設の移転統合及び、小規模特認校として浸水区域外に位置する穴内小学校を活用する方針を決定している。

本業務では、市長方針を踏まえ、児童数の減少を見据えた持続可能な教育環境の確保と教育の質の維持・向上を目的に、新たな統合校の施設コンセプトや整備方針を定める基本構想及び配置・施設基本計画を策定する。また、穴内小学校についても、地域の特性を生かした特色ある教育活動を継続できるよう、既存施設の活用・改修等を検討する。

これらを踏まえ、両校の特色と役割を発揮しながら、安芸市全体として持続可能で魅力ある教育環境の構築に向け、独創性や付加価値を加えた基本構想・基本計画が可能な事業者を選定することを目的とする。

（3）業務の内容

別添「安芸市立小学校移転統合及び小規模特認校設置に係る基本構想・基本計画策定委託業務　　仕様書」のとおり

（4）業務日数

180 日（予定）

2　予算額（見積限度額）

31,000 千円（消費税額及び地方消費税額を含む）

3　審査委員会の設置

別添に定める「安芸市立小学校移転統合及び小規模特認校設置に係る基本構想・基本計画策定委託業務プロポーザル審査委員会設置要綱」に基づき、審査委員会を設置する。

4　実施形式

公募型

5　契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下、「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手型となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を決定する。

選定後は、候補者と市は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行う。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進む。交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて市と交渉を行うこととなる。

6　参加要件

参加者の資格要件は次のとおりとする。

（1）当該業務における仕様書の内容を把握し、発注者の趣旨を理解したうえで参加すること。

（2）高知県内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。

（3）安芸市の入札参加資格者名簿（指名業者登録名簿）に登録されている者であること。なお、参加申込書提出時点で登録されていない者については、企画提案書提出締切日（令和８年 12 月 15 日）までに当該名簿への登録を完了していること。

※入札参加資格者名簿への登録にあたっては、下記の書類を企画調整課（0887-35-1012）に提出し、手続きを行うこと。

■ 必要な書類

・一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書
・営業に関する登録の証明書（写し可）
・測量等実績調書（過去２年分の主な委託業務を記載）
・営業所一覧表
・技術職員名簿
・財務諸表
・商業登記簿謄本（法人の場合・写し可）
・代表者の身分証明書（個人の場合）
・納税証明書（国税〈消費税含む〉・都道府県税・市町村税すべてについて滞納がない証明）
・委任状（契約を委任する場合・任意様式）
・暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書
・資本関係又は人的関係に関する申告書
※該当がある場合は所定様式に記入
※該当なしの場合は「該当無し」と記入して提出
※親会社・子会社関係や役員の兼任がある会社は同一入札への参加制限あり

（4）当該公告日までの過去 10 年で、国又は地方公共団体等が業務として発注した、学校施設を含む公共施設の建築基本設計又は建築実施設計および公共施設の造成基本設計又は造成実施設計について完了した同種業務の実績を有すること。

（5）下記の資格を有する者を管理技術者として配置することができる者であること。

１．高知県知事の登録を受けた一級建築士事務所の代表者、またはその一級建築士事務所と雇用関係のある一級建築士

（6）下記のいずれかの資格を有する者を担当技術者として１名以上配置することができる者であること。

１．技術士（建設部門：都市及び地方計画）又は技術士（総合技術監理部門：建設－都市及び地方計画）
２．ＲＣＣＭ（都市計画及び地方計画）

（7）（5）または（6）に掲げる資格を有する者を照査技術者として配置することができる者であること。なお、管理技術者と照査技術者は兼任できない。

（8）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定に該当しない者であ

ること。

（9）安芸市建設工事等請負業者指名停止措置要綱に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。参加申込書等の提出期限の日から契約締結までの間に、安芸市から指名停止等の措置を受けたときは、参加資格を喪失するものとする。

(10) 安芸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成 25 年規則第１号）に基づく入札参加資格指名停止措置を受けていないこと又は同規則第２条第２項第５号に掲げる排除措置対象者に該当しないこと。

(11) 直近年度の国税（法人税及び消費税）、都道府県税（事業税及び都道府県税）、市町村税を滞納していない者であること。

(12) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

7　参加条件

（１）県内の単体事業者又は県外事業者と県内事業者（県内に主たる営業所を有する事業者をいう。）の２者で構成する共同企業体（以下、「ＪＶ」という。）とする。参加にあたっては、参加申込書等を提出すること。

（２）ＪＶで参加申込書等を提出する場合は、代表構成員または構成員のいずれかで「３参加要件」を全て満たしていればよいものとし、ＪＶ全体として本業務を遂行できる体制を確保すること。また、ＪＶの構成員は、単体事業者及び他のＪＶの構成員として参加申込書等の提出はできないものとする。

（３）参加申込者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者（管理技術者・照査技術者・担当技術者）を配置することができる者であること。

8　質疑と回答

（１）提出方法：質問書（別紙様式第６）を持参、郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）、FAX 又は電子メールで提出すること。（ただし、FAX 又は電子メールによる場合は、電話により着信を確認すること。TEL：0887-35-1021）

（２）提出期限：令和８年 11 月 20 日（金）15 時　必着

（３）提出先　：〒784-8501　安芸市土居 82 番地１　安芸市教育委員会学校教育課
E－mail：gakko@city.aki.lg.jp
FAX：0887-35-1051

（４）質問に対する回答は、令和８年 11 月 25 日（水）までに安芸市公式ホームページに掲載する。

9　参加申込

プロポーザルに参加を希望する事業者は、参加申込書（別紙様式第１）に関係書類を添えて申し込むこと。

（１）　提出方法：持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

（２）　提出期限：令和８年 12 月８日（火）15 時　必着

（３）　提出先：「８－（３）提出先」と同じ。

（４）　提出書類：別途定める「安芸市立小学校移転統合及び小規模特認校設置に係る基本構想・

基本計画策定委託業務のプロポーザルに関する企画提案書作成要領」のとおり。

（５） 資格要件の確認は、申込者から提出のあった参加申込書と関係書類で行う。資格要件の確認結果は、令和８年 12 月 10 日（木）までに電子メールにて通知する。

10　企画提案書の作成方法

別途定める「安芸市立小学校移転統合及び小規模特認校設置に係る基本構想・基本計画策定委託業務のプロポーザルに関する企画提案書作成要領」のとおり。

11　審査方法

別途定める「安芸市立小学校移転統合及び小規模特認校設置に係る基本構想・基本計画策定委託業務プロポーザル審査要領」のとおり。

12　審査結果の通知と公表

審査結果は、令和８年 12 月 25 日（金）までに、すべての参加者に通知するとともに、市ホームページにて公表する。

13　日程（公募型）

（１）募集開始	令和８年 11 月 12 日（木）
（２）質疑締切	令和８年 11 月 20 日（金）15 時　必着
（３）参加申込書等提出締切	令和８年 12 月　８日（火）15 時　必着
（４）企画提案書提出締切	令和８年 12 月 15 日（火）12 時　必着
（５）審査委員会（プレゼンテーション）	令和８年 12 月 22 日（火）
（６）審査結果通知	令和８年 12 月 25 日（金）

14　提出書類の取扱い

（１）提出された書類は返却しない。

（２）提出された書類は、提出した者の承諾なしにこのプロポーザル審査以外には使用しない。

（３）提出された企画提案書は、安芸市情報公開条例（平成 11 年条例第２号）に基づく公開請求があった場合には原則公開する。なお、事業を営む上で競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第７条第１項第３号の規定により非公開となるので、提出書類の該当部分と非公開とする具体的な理由を情報公開を希望しない届出書（別紙様式第７）により事前に提出しておくこと。

公開・非公開の判断は、具体的な理由を参考に、同条例に基づき市が客観的に判断する。

15　その他

（１）手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。

（２）企画提案書を安芸市が受理した後は、追加及び修正はできない。

（３）参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退願（様式自由）を提出すること。

（４）企画提案に要するすべての費用は参加者の負担とする。

（５）次の各号に該当した場合、参加者は失格とする。

①提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合

②審査委員、市職員又は当該プロポーザル関係者に対して、不正な接触の事実が認められた場合

③安芸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第２条第２項第５号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合

（６）企画提案書の著作権については、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が受託者から了承を得て、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

16　問合せ先

「８－（３）提出先」と同じ　　（担当：樋口、中嶋）